

教育委員会定例会次第

日時 平成26年12月25日(木)
午後3時30分～
場所 教育委員会室

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 議事

1 会議録署名委員の指名

2 付議案件

議案第21号 秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する件

3 協議事項

(1) 平成26年度秋田市教育委員学校訪問の総括について

第4 教育長等の報告

(1) 秋田公立美術大学附属高等学院の教員採用候補者について

(2) (新)県都『あきた』改革プラン(第6次秋田市行政改革大綱)について

(3) 平成26年度「新成人のつどい」の警備について

(4) 雄和地域統合小学校について

(5) 第2次秋田市スポーツ振興マスタープランの計画期間の延長について

(6) 平成26年11月市議会定例会の審議状況

(7) 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について

第5 その他

第6 閉会

秋田市教育委員会
平成26年12月定例会
(資料)

【資料目次】

付議案件

議案第21号 秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を
改正する件

- ・ 改正理由 … 1
- ・ 新旧対照表 … 2

協議事項

- (1) 平成26年度秋田市教育委員学校訪問の総括について … 3

教育長の報告

- (2) (新)県都『あきた』改革プラン（第6次秋田市行政改革大綱）
について … 別途
- (3) 平成26年度「新成人のつどい」の警備について … 5
- (4) 雄和地域統合小学校について … 7
- (5) 第2次秋田市スポーツ振興マスタープランの計画期間の延期
について … 8

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部改正

第1 改正理由

太平山自然学習センターの使用許可申請書の受付期間を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第3条関係（使用許可申請）

市立小中学校の教育活動以外で宿泊使用する場合および日帰り使用する場合の使用許可申請書の受付期間を改めるもの

2 附則関係

施行は、平成27年2月1日からとするもの

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条および第2条 (略) (使用許可申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 許可申請書の受付期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第1条および第2条 (略) (使用許可申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 許可申請書の受付期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立の小学校および中学校の児童・生徒および教職員が、学校の教育活動として宿泊使用する場合</td> <td>使用を開始しようとする日(以下「使用開始日」という。)の属する年度の前年度の10月1日から使用開始日の2週間前までの間</td> </tr> <tr> <td>上記以外で宿泊使用する場合</td> <td><u>使用開始日の属する年度の前年度の2月1日から使用開始日の2週間前までの間</u></td> </tr> <tr> <td>日帰り使用する場合</td> <td>(1) <u>使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日までの間</u> (2) (1)以外のとき <u>使用開始日の3か月前から使用開始日までの間</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	市立の小学校および中学校の児童・生徒および教職員が、学校の教育活動として宿泊使用する場合	使用を開始しようとする日(以下「使用開始日」という。)の属する年度の前年度の10月1日から使用開始日の2週間前までの間	上記以外で宿泊使用する場合	<u>使用開始日の属する年度の前年度の2月1日から使用開始日の2週間前までの間</u>	日帰り使用する場合	(1) <u>使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日までの間</u> (2) (1)以外のとき <u>使用開始日の3か月前から使用開始日までの間</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立の小学校および中学校の児童・生徒および教職員が、学校の教育活動として宿泊使用する場合</td> <td>使用を開始しようとする日(以下「使用開始日」という。)の属する年度の前年度の10月1日から使用開始日の2週間前までの間</td> </tr> <tr> <td>上記以外で宿泊使用する場合</td> <td>(1) <u>使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日の2週間前までの間</u> (2) (1)以外のとき <u>使用開始日の3か月前から使用開始日の2週間前までの間</u></td> </tr> <tr> <td>日帰り使用する場合</td> <td><u>使用開始日の2週間前の日の翌日から使用開始日までの間</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	市立の小学校および中学校の児童・生徒および教職員が、学校の教育活動として宿泊使用する場合	使用を開始しようとする日(以下「使用開始日」という。)の属する年度の前年度の10月1日から使用開始日の2週間前までの間	上記以外で宿泊使用する場合	(1) <u>使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日の2週間前までの間</u> (2) (1)以外のとき <u>使用開始日の3か月前から使用開始日の2週間前までの間</u>	日帰り使用する場合	<u>使用開始日の2週間前の日の翌日から使用開始日までの間</u>
区分	期間																
市立の小学校および中学校の児童・生徒および教職員が、学校の教育活動として宿泊使用する場合	使用を開始しようとする日(以下「使用開始日」という。)の属する年度の前年度の10月1日から使用開始日の2週間前までの間																
上記以外で宿泊使用する場合	<u>使用開始日の属する年度の前年度の2月1日から使用開始日の2週間前までの間</u>																
日帰り使用する場合	(1) <u>使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日までの間</u> (2) (1)以外のとき <u>使用開始日の3か月前から使用開始日までの間</u>																
区分	期間																
市立の小学校および中学校の児童・生徒および教職員が、学校の教育活動として宿泊使用する場合	使用を開始しようとする日(以下「使用開始日」という。)の属する年度の前年度の10月1日から使用開始日の2週間前までの間																
上記以外で宿泊使用する場合	(1) <u>使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日の2週間前までの間</u> (2) (1)以外のとき <u>使用開始日の3か月前から使用開始日の2週間前までの間</u>																
日帰り使用する場合	<u>使用開始日の2週間前の日の翌日から使用開始日までの間</u>																
以下 (略)	以下 (略)																

平成 26年度秋田市教育委員学校訪問【実績報告】

平成 26年 12月 25日
学校教育課教職員室

No.	期日	班	訪問校		教育委員					随行			
			午前 10.10~ 12.15	給食 準備	午後 13.30~ 15.35	委員長	委員	委員	委員	教育長	学校教育 課長	教職員 室長	学校教育 課長補佐
1	7/3(休)	A	秋田東中学校	無						-			
		B	御野場中学校	無						-			
2	7/10(休)	A			飯島南小学校								
		B			土崎中学校								
3	9/2(火)	A	旭北小学校	有	川尻小学校								
		B	浜田小学校	有	下浜小学校								
4	10/2(休)	A	築山小学校	有									
		B	勝平小学校	有		-							
5	10/6(月)	A	港北小学校	有	社会教育施設訪問 サンバル秋田					-	教職員室主席主査随行		
		B	山王中学校	有								教職員室主席主査随行	
6	10/8(水)	A	岩見三内小中学校	有	河辺小学校								
		B	種平小学校	有	川添小学校								
7	10/23(休)	A	明德小学校	有	中通小学校					-			
		B	牛島小学校	有	御所野学院高校	-							
8	10/28(火)	A	秋田北中学校	無									
		B	外旭川小学校	無									
9	10/30(休)	A	勝平中学校	有	保戸野小学校								
		B	下北手中中学校	有	太平中学校								
10	11/17(月)	A	土崎南小学校	有	将軍野中学校								
		B	上新城小学校	有	飯島小学校								
11	11/27(休)	A	桜小学校	有	桜中学校						教職員室主席主査随行		
		B	四ツ小屋小学校	有	仁井田小学校					-	教職員室主席主査随行		

訪問校の「学校経営の重点」〔校長の経営説明から〕

【訪問校34校中】

項目		学校数
1	児童生徒の主体的な活動	26校
2	ふれあい、学級づくり、児童・生徒理解	25校
3	学習指導の工夫・改善	24校
4	地域との連携・開かれた学校づくり	23校
5	確かな学力、基礎基本の定着	23校
6	健康教育、健康・体力の増進、たくましさ	20校
7	生徒指導、規範意識の高揚、礼節を重視	20校
8	関わりを重視した教育活動	18校
9	豊かな心の育成	18校
10	キャリア教育	18校
11	幼保小、小中、中高、学校間の連携	18校
12	読書活動の推進	17校
13	教職員の資質向上	17校
14	地域性を活かした教育活動の推進	17校
15	道徳教育の充実	16校
16	防災教育、安全教育	16校

懇談における話題【総数336 1校平均約10】

項目		回数
1	①学力向上の工夫	15
	②教科の指導方法	14
	③基本的学習習慣の定着	11
	④表現力の育成	9
	⑤IT・少人数学習	3
2	いじめ・不登校、教育相談について	23
3	校舎の管理・環境整備について	22
4	食物アレルギー対応、食育推進	21
5	家庭・地域との連携について	21
6	小中連携について(含:幼保小・中高・高大連携)	19
7	キャリア教育推進 進路指導	16
8	健康の保持増進・体力の向上について	15
9	特色ある教育活動・きらめきプランについて	14
10	広報活動・学校ホームページについて	14
11	特別支援教育について	13
他	○読書活動の推進(12) ○学級づくり、集団づくり(11) ○生徒指導について(10) ○児童生徒の安心・安全(9) ○教師の資質向上(8) ○適切な事務処理、共同実施等(8)	

平成26年度「新成人のつどい」の警備について

秋田中央警察署と連携し、新成人などの参加者約3,000人の安全確保および「新成人のつどい」事業の円滑な遂行を確保するための警備体制を整える。

1 内容

- (1) 会場周辺道路の交通整理・交通指導・警備
- (2) 会場内・外の安全点検、確認、巡回および警備
- (3) 開場前における新成人への指導、声かけおよび警備

2 警備体制

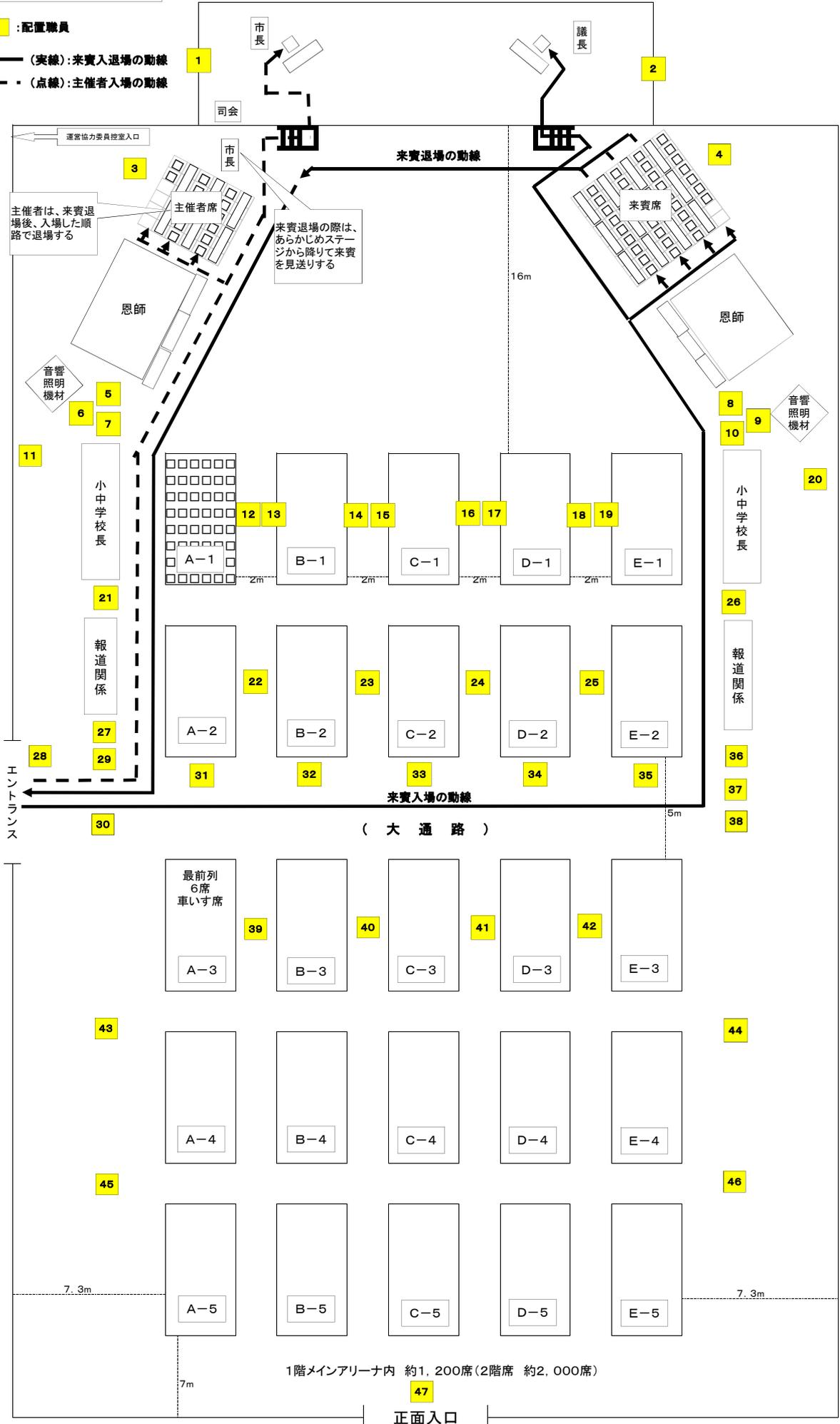
市配置職員109人、交通指導隊・駐車場整理32人
メインアリーナの職員配置は別図のとおり

3 妨害行為への対応

- (1) 妨害行為が発生した場合は、妨害者を職員が退場させ、警察へ引き渡し、一時保護を依頼する。
- (2) 発生時、職員だけの対応が困難な場合は、警察に対応を依頼する。
- (3) 被害届提出について判断する（式典後、協議）。
- (4) 現地警察責任者へ被害届提出について連絡する。

※ 「新成人への案内状」や「広報あきた」等において、式典運営の妨げになる行為等を行った者に対し、法に基づき厳正に対処する旨を周知している。

- 1 : 配置職員
- (実線): 来賓入退場の動線
- - - (点線): 主催者入場の動線



雄和地域統合小学校について

1 秋田市雄和地域新設小学校開校準備委員会

新たに設置する小学校の重点事項に関して、地域の意向を取り入れながら検討を行い、必要な事項について意見・提言を行うことを目的に平成25年8月設置し、現在、平成28年4月の開校に向けて、順次検討を進めている。

2 会議経過

(1) 第3回 平成26年9月29日(月)

- ア スクールバスの運行について
- イ 開校式の開催について
- ウ 開校記念日の制定について
- エ 校名、校歌および校章等の制定について
- オ 閉校式の開催について
- カ 体育着のあり方等について

(2) 第4回 平成26年11月26日(水)

- ア スクールバスの運行について
- イ 4小学校統合後の旧校舎等の利活用について
- ウ 校名について

3 今後の予定

(1) 第5回 平成27年1月下旬

- ア スクールバスの運行について
- イ 校名について

第2次秋田市スポーツ振興マスタープランの計画期間の延長について

1 経緯

- ・本市スポーツ振興の基本指針である「第2次スポーツ振興マスタープラン」は、計画最終年度が27年度であり、本年度は市民アンケート調査、27年度に策定作業、28年度から新プランに移行する予定で見直し作業を進めている。
- ・一方、「第6次秋田市行政改革大綱(素案)」においては、「組織・執行体制の改革」として、28年度を目標に「にぎわい創出や観光・文化・スポーツを一元的に所掌する部門の新設」としている。
- ・新プランは、現行プランの目標達成状況等を検証・評価し、今後のスポーツ振興に関する新たな方向性を示すこととしているが、28年度以降に新部門が創設された場合、「にぎわい対策」等の新たな内容を盛り込むための見直しが必要となる。

	H26	H27	H28	H29	H30
第6次行政改革大綱(素案) (組織機構の改正)		組織機構の検討	新部門創設		
第3次スポーツマスタープラン	アンケート調査実施	新プラン策定作業	新プランへ移行	新プラン見直し作業	見直しプランへ移行

2 計画期間の延長

- ・以上のことから、現行プランの見直しについては、作業の効率化と財政負担の軽減を図るため、「第6次行政改革大綱」および「第13次秋田市総合計画」との整合性を図りつつ、新部門移行後の体制等を踏まえたうえでの着手が望ましいものと考えている。
- ・そのため、現行プランの計画期間を1年延長して最終年度を28年度とし、新プランは、29年度スタートとしたものである。

	H26	H27	H28	H29	H30
第6次行政改革大綱(素案) (組織機構の改正)		組織機構の検討	新部門創設		
第13次秋田市総合計画			新総合計画へ移行		
第3次スポーツマスタープラン		アンケート調査実施	新プラン策定作業	新プランへ移行	